

令和6年度 江別市住宅リフォーム等工事費支援助成金 実施要領

- 目的 未だ続く原油高・物価高騰、円安などにより市民生活が大きな影響を受けていることに加え、多くの事業者が厳しい経営環境に直面しています。このような状況を乗り越えるための対策事業の一環として、江別市民の住宅環境改善の促進と裾野の広い住宅関連産業の活性化を図ることを目的として当事業を実施いたします。
- 事業内容 本事業の登録業者で居住用住宅のリフォーム等工事を施工した場合、その工事費（消費税込）の10%にあたる金額を工事された方に直接助成します（1円未満の端数切り捨て）。ただし、住宅リフォーム等工事の着工および完了は下記の工事期間内に行うものとし、支援助成額の上限は1軒あたり10万円（工事費が100万円を超える場合）とします。
- 工事期間 令和6年4月1日（月）～12月27日（金）
- 予算額 5,000万円

■登録業者の申し込みについて

1. 登録条件 この事業を取り扱える施工業者は登録制とし、以下の条件の全てに該当する事業所とします。
- ① 江別市内に本・支社等があること。
 - ② 中小企業基本法で定める中小企業者であること。
 - ③ 現在、住宅リフォーム等工事を行っていること。
 - ④ 工事発注者からの依頼に応じて上記の工事期間満了日までに住宅リフォーム等工事を着工および完了できる見込みがあること。
2. 登録負担金 江別商工会議所 会員事業所 無料
江別商工会議所 非会員事業所 3,300円(消費税込)
3. 登録受付 令和6年2月20日(火)までに登録業者の申込をしてください。
- 江別商工会議所 会員事業所
- ・オンライン申込
江別商工会議所ホームページの「江別市住宅リフォーム等工事費支援助成金」専用サイトの登録業者申込フォームに必要事項を入力し登録してください。
登録業者申込書（江別商工会議所ホームページからダウンロード）により当所窓口申し込みまたはFAX、メール（PDFファイル添付）でも受付します。
- 江別商工会議所 非会員事業所
- ・当所窓口申込
登録業者申込書に必要事項をご記入の上、登録負担金と併せて当所窓口へお申し込みください。

※ 江別商工会議所ホームページをご利用できない場合は、当所までご連絡ください。

※ 期限後も随時受付いたしますが、市民向けPRチラシに登録業者名は掲載されませんので、ご了承ください。

■住宅リフォーム等工事費支援助成金の申請について

1. 受付期間 令和6年4月15日(月)～5月13日(月) (先着順の受付ではありません。)

受付期間満了日に支援助成金の予算額を超えている場合は抽選を行います。予算額を超えていない場合は抽選を行わず申請者全員が支援助成金の該当者となり、その後は予算額に到達するまで受付を継続します。抽選の有無については5月16日(木)までに支援助成金の申請者並びに申請を代行した登録業者にお知らせします。

2. 申請条件 江別市内において支援助成金申請者が所有し居住する専用住宅(マンションは専有部分)または支援助成金申請者が所有する住宅と同一区画(マンションは除く)の敷地内で、1社で行う工事費が20万円以上(消費税込)の工事を行った江別市民。

※江別市民とは、江別市内に住民登録している方をいいます。

※雪害などによる保険適用工事を行った場合は、リフォーム等工事費の金額から補償範囲で給付される保険金を差引いた工事金額の10%を助成します。

※介護保険を利用し工事を行った場合は、リフォーム工事費の金額から住宅改修費として支給される金額を差引いた工事金額の10%を助成します。

※住宅リフォームに係る国の補助金制度(子育てエコホーム支援事業、先進的窓リノベ事業、江別市介護保険法の住宅改修事業など)を利用する場合は、当該制度の補助対象工事に係る分は申請できません。ただし、同時または追加で行う補助対象外の工事については申請できます。

※二世帯住宅の場合は、代表者1名が工事費の全額を支援助成金の対象として申請してください。

3. 申請要領 リフォーム等工事の完了および工事費の支払時期により下記のとおりとなります。

(1)令和6年4月1日(月)以降に工事を着工し、受付期間中の申請時までに工事が完了し工事費を支払済みの方

登録業者が次の①～⑥の書類を江別商工会議所に受付期間中に持参またはメール(PDFファイル添付)により提出してください。(1回の申請で完了)

※ メール申請の場合はデータ量にご注意ください。

申請内容確認後、受付番号、申請者名を記載したメールを返信しますので、不着の場合は電話にてご確認ください。(内容確認は4月17日(水)からとなります。)

<申請に必要な書類>

- ① 江別市住宅リフォーム等工事費支援助成金申請書（様式1）
（江別商工会議所ホームページよりダウンロードしてください。また、窓口でお渡しすることもできます）
- ② 該当する工事の見積書の写し（「〇〇工事一式」表記は不可）
- ③ 工事着工前および完了後の現場写真（着工前と同じ撮影角度のもの）
（プリント写真（L判）またはデジタルデータ画像A4版用紙に2～3枚貼付）
- ※ 今年度は対象となる工事期間前に周知できることから、工事着工前の写真は必須となります。登録業者の「工事実施証明書」による代替対応はありませんのでご注意ください。
- ④ 住宅の所有および居住していることがわかるもの
（申請者の氏名が記載されているもの）
 - ・令和5年度江別市固定資産税・都市計画税納税通知書の写し
（税額欄は黒塗りしてください）
 - ・令和5年度固定資産税口座振替済通知書
（江別市役所 納税課 ハガキで1月12日付通知）
 - ・令和6年度名寄帳兼課税台帳
（窓口：江別市役所 資産税課 無料発行期間 4月1日～5月31日）
 - ・登記事項証明書（窓口：札幌法務局江別出張所）
- ※ 不動産の相続登記が令和6年4月1日から義務化となることから、申請前に以前の所有者が逝去され、所有者の変更登記を終えていない場合は、変更登記を終えてから申請してください。
なお、申請までに変更登記が間に合わない方については、工事完了報告時に変更後の登記事項証明書を提出してください。
（申請後に所有者が逝去された場合はご相談ください）
- ⑤ 通帳の表紙および表紙を開いた1・2ページ目の写し
- ⑥ 申請者が登録業者へ工事費用を支払ったことがわかるもの
 - ・銀行振込明細書の写し
 - ・領収書等の写し（収入印紙を貼付・割印したもの）
- ※ 支援助成金は、受付期間満了日に予算額を超えていない場合は5月31日（金）までに、予算額を超えて抽選となった場合は抽選後1ヶ月を目途に申請書の指定口座にお振り込みします。

(2)令和6年4月1日（月）以降に工事を着工し、受付期間中の申請時に工事を完了しているが工事費を未払の方および工事中または申請後に工事を予定する方

登録業者が次の書類を申請と工事完了報告の2回に分けて江別商工会議所に持参またはメール（PDFファイル添付）により提出してください。

<申請に必要な書類>（1回目）

上記（1）①～⑤の書類

③は工事着工前の現場写真

※ 住宅屋根等工事の工程により着工前写真が提出できない場合は、工事開始時に着工前の写真を撮り完了報告時に提出してください。

<工事完了報告に必要な書類> (2回目)

- ① 江別市住宅リフォーム等工事費支援助成金工事完了報告書(様式2)
(江別商工会議所ホームページからダウンロードしてください)
 - ② 工事完了後の現場写真(着工前と同じ撮影角度のもの)
(プリント写真(L判)またはデジタルデータ画像A4版用紙に2~3枚貼付)
※ 申請時に提出することができない工事着工前の現場写真がある場合は、併せて提出してください。
 - ③ 申請者が登録業者へ工事費用を支払ったことがわかるもの
・銀行振込明細書の写し
・領収書等の写し(収入印紙を貼付・割印したもの)
- ※ 申請時に所有者の変更登記を終えていない方は、変更後の登記事項証明書を併せて提出してください。
- ※ メール受付後、翌日までに支援助成金の支払予定日をお知らせいたしますので、不着の場合は電話にてご確認ください。
- ※ 工事費用を領収後2週間以内にご提出ください。内容を確認後、江別商工会議所から3週間以内に申請書の指定口座に支援助成金をお振り込みします。
- ※ 工事完了報告書の提出期限は令和7年1月15日(水)厳守となります。
- ※ (1)、(2)のいずれも申請内容によっては追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 窓口での受付時間は9時00分~17時00分となります。
(土・日・祝日を除く)

4. 助成金申請 受付手数料

- ① 江別商工会議所 会員事業所 無料
 - ② 江別商工会議所 非会員事業所 1件 5,500円(消費税込)
- ※ 受付手数料は受付期間満了後に申請件数分をご請求させていただきます。請求書到着後2週間以内に振込手数料を差引かずにお振込みください。なお、抽選となった場合は当選者分のみを対象とします。
- ※ 受付期間満了後も受付を継続する場合は申請された月の月末締めでご請求させていただきます。
- ※ 受付手数料のご負担は登録業者にお願いするもので、支援助成金申請者にお願いするものではありません。

5. 助成対象外 となるもの

- ① 工事期間外に着工または完了する工事費
- ② 江別市外の物件に対する工事費
- ③ 新築工事・中古住宅および住宅用地の取得にかかる費用
- ④ 事業に供するための資産に係る工事費
(事務所、アパート、マンション、貸ビル、貸店舗等)
- ⑤ 店舗兼住宅等の居住用部分以外の工事費
- ⑥ 住宅リフォーム等工事に附随しない什器備品類の購入費
(冷蔵庫、テレビ、既製品カーテン・カーペット等)
- ⑦ 登録業者の代表者および従業員が自社に発注する工事費
- ⑧ 家屋等の解体撤去のみの工事費
- ⑨ その他江別商工会議所が適当でないと判断した工事費

6. 申請後に工事が取消となった場合
支援助成金の申請後に予定していた工事がやむを得ない事情により取消(キャンセル)する場合は、登録業者が「住宅リフォーム等工事費支援助成金申請取消依頼書」(様式3)(江別商工会議所ホームページからダウンロード)に必要事項をご記入の上、江別商工会議所へFAXまたはメール(PDFファイル添付)により速やかに提出してください。
7. 留意事項
- ① 支援助成金申請後に工事内容の大幅な変更および工事を行う登録業者の変更はできません。
 - ② 支援助成金の申請・実績報告ともに写真が不鮮明となる可能性があるため、FAXによる受付は行いません。
 - ③ 支援助成金を申請し、該当した権利を他の人へ譲渡することはできません。
 - ④ 申請者は支援助成金を受領した後に本事業の条件に該当しないことや不正行為等が判明した場合は、支援助成金相当額を江別商工会議所へ返納していただきます。また、登録業者についても関与が判明した場合は即時登録取消とします。
 - ⑤ 登録業者が上記④の事案および必要書類の提出や申請者からのクレーム対応等を当所から要請したにもかかわらず速やかに対処されない場合は、次回の本事業登録業者への申し込みは受付できません。
 - ⑥ 工事内容・金額等に疑義があるときは、追加書類の提出や現地確認を行うことがあります。

■お問い合わせ先

江 別 商 工 会 議 所

江別市4条7丁目1番地

TEL 011-382-3121 FAX 011-385-2100

e-mail : kyo@ebetsu-cci.or.jp